

第5編 災害応急対策計画

特別防災区域に係る危険物等による火災、爆発、石油等の漏えい若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の発生及び拡大を防止するため、県、関係市等の防災関係機関並びに特定事業所等は、相互に協力して一体的な応急活動体制を確立し、災害の防ぎよ等応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第1章 応急活動体制

第1節 石油コンビナート等防災本部

防災本部は、災害発生時には「第2編防災組織 第1章防災本部 2 石油コンビナート等防災本部」に定められた所掌事務のうち応急活動に関する業務を行う。

1 本部長の業務

(1) 本部員の招集

本部長は、特別防災区域に係る大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部活動の統一的運営を図ることが必要と認めるときは、本部員を招集し、「神奈川県石油コンビナート等防災本部運営要綱」に基づき、石油コンビナート等防災本部会議を開催する。

(2) 現地本部の設置及び現地本部員の指名

本部長は、現地本部を設置した又は現地本部長から設置の報告を受けた場合は、その旨を本部員に通知するとともに、現地本部長の意見若しくは要請を参考として当該災害の応急対策活動を迅速かつ総合的に実施するために必要な現地本部員を本部員のうちから指名する。

(3) 本部連絡員の派遣要請

本部長は、必要に応じ、本部員に防災本部への本部連絡員の派遣を要請する。

2 事務局の業務

事務局は、石炭法及び本計画に基づく本部長及び防災本部に係る次の事務を執行する。

- (1) 本部員及び本部連絡員の防災本部への参集連絡
- (2) 災害及び防災活動に関する情報の収集及び本部構成機関への伝達
- (3) 現地本部との連絡調整
- (4) 本部長の指示内容の現地本部への伝達
- (5) 防災関係機関等に対する応援要請等の連絡
- (6) 防災活動等に必要な防災資機材等の調達
- (7) 国との連絡及び他の都道府県との連絡調整
- (8) 災害及び防災活動に関する情報の整理及び報道機関への情報提供
- (9) 災害情報管理システムの運用
- (10) 危険物タンクスロッシング被害予測システムの運用
- (11) 大容量泡放射システムの運用に係る連絡調整
- (12) その他応急対策上必要な事項の処理

3 本部連絡員の業務

本部員は、防災本部から要請があった場合、本部連絡員を防災本部に派遣する。派遣された本

部連絡員は、次の業務を行う。

- (1) 当該本部員の補佐
- (2) 防災本部と所属機関との情報連絡

第2節 石油コンビナート等現地防災本部

1 現地本部長の業務

- (1) 現地本部の設置

現地本部長は、現地本部を設置したときは、直ちに本部長に対し設置の報告をするとともに、必要な現地本部員の指名を要請する。

- (2) 現地本部員の参集連絡

現地本部長は、本部長が指名した現地本部員に参集連絡を行い、現地本部を運営する。また、必要に応じ、市災害対策本部との一体的運営を図る。

- (3) 特定事業所等職員の招集

現地本部長は、災害及び応急活動等の状況を把握し、今後の応急対策を確立するため、必要に応じ、災害発生事業所、関係特定事業所及び共同防災組織並びに広域共同防災組織の職員の現地本部への派遣を求める。

- (4) 市関係職員の招集

現地本部長は、現地本部が行う応急対策に必要と認める市関係職員を招集する。

- (5) 現地本部連絡員の派遣要請

現地本部長は、必要に応じ、現地本部員に現地防災本部への現地本部連絡員の派遣を要請する。

2 現地本部事務局の業務

現地本部の運営を円滑に実施するため、現地本部に「現地本部事務局」を設置し、次の業務を行う。

- (1) 現地本部員及び現地本部連絡員の現地本部への参集連絡

- (2) 災害及び応急対策活動に関する情報の収集及び伝達

- (3) 防災本部との連絡調整

- (4) 防災関係機関及び特定事業所等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整

ア 特定事業所相互応援の連絡調整

イ 消防機関との連絡調整

ウ 海上保安部（署）等との連絡調整

エ ライフライン事業者との連絡調整

- (5) 現地本部決定事項の防災関係機関への連絡

ア 県警察による交通規制等の要請

イ 緊急消防援助隊の応援要請

ウ 自衛隊の応援要請

エ その他広域応援活動の要請

- (6) 応急対策活動に必要な防災資機材等の調達

- (7) 災害及び応急対策活動に関する情報の整理及び報道機関への提供

- (8) その他応急対策上必要な事項の処理

3 現地本部連絡員の業務

現地本部員は、現地本部から要請があった場合、現地本部連絡員を現地本部へ派遣する。派遣

された現地本部連絡員は、次の業務を行う。

- (1) 当該現地本部員の補佐
- (2) 現地本部と所属機関との情報連絡

4 解散

本部長は、現地本部長と協議し、災害の危険がなくなったと認めるとき又は応急対策活動が完了したと認めるときは、現地本部を解散する。

- 資料 11-6 神奈川県石油コンビナート等防災本部等初動対応マニュアル
11-36 大容量泡放射システムの輸送等に関する活動要領
11-37 第5地区大容量泡放射システム運用連絡会設置及び運営要領

第2章 災害情報の収集、伝達

第1節 地震情報等の受理伝達

「神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～第4章第1節1」で定める方法によるほか、防災本部事務局は、特定事業所に対し、ファクシミリ一斉同報システム及び石油コンビナート等防災相互無線を用いて伝達する。

第2節 災害情報の連絡及び報告

1 災害発生事業所からの連絡

- 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、火災、爆発、石油等の漏えい、流出その他の事故の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちにその旨を消防機関（電話119番）に連絡する。

また、特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、地震による災害の発生を速やかに連絡するため、危険物タンク等関係施設の効率的な点検に努める。

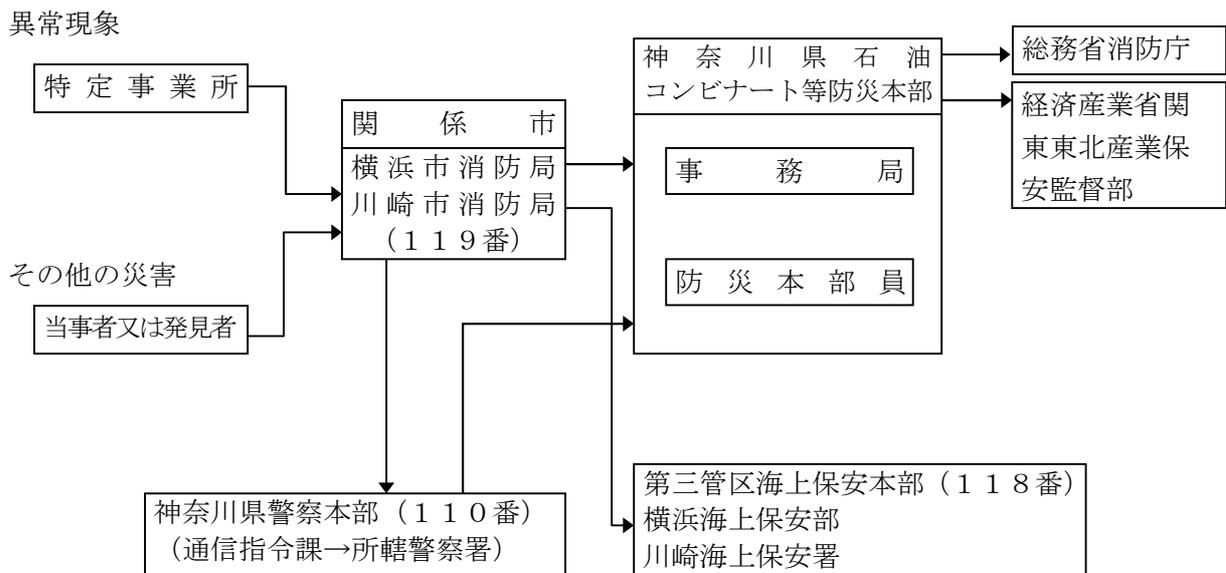
- 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、関係市長の求めに応じて災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な情報の提供に努める。

2 消防機関の措置

災害の通報を受けた消防機関の長は、直ちにその旨を市長に報告するとともに、防災本部並びに警察本部及び海上保安本部に連絡する。

3 連絡及び報告の方法

連絡及び報告の方法は、有線又は無線電話若しくは徒歩連絡等状況に応じ、最も迅速確実な方法で行う。



4 防災本部等への災害発生報告

災害の報告は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく火災・災害等即報要領第2号様式（様式1）により判明次第逐次行い、その手続は次のとおりとする。

- ① 即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、当該火災・災害等が発生した地域の属する関係市は、火災・災害等に関する即報を防災本部を通じて行う。
- ② 即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、防災本部は、関係市からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に対して行う。
- ③ 直接即報基準（特に迅速に報告すべき基準）に該当する火災・災害等が発生した場合は、関係市は、第一報を防災本部に加え、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、関係市は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。
- ④ 関係市は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告する。防災本部は、関係市からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、関係市からの報告を待たずに情報を入手したときは、直ちに消防庁に対して報告を行う。

第3節 防災本部への災害・応急措置の報告

石災法第26条で定める災害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を実施する責任を有するもの（関係市長、第三管区海上保安本部長等）は同条の規定に基づき、現在の体制及び実施した応急措置の概要等について、本部長の求めに応じ、防災本部に報告し、本部長は防災関係機関内の情報共有を図る。

なお、現地本部が設置されたときは、現地本部に報告し、現地本部は防災本部に報告する。

また、災害の当事者である特定事業所は、防災活動終了後2週間以内に「石油コンビナート等災害防止法第26条に基づく災害・応急措置報告（様式2）」を用いて、災害の状況及び実施した応急措置の概要について、防災本部に報告する。

第4節 大規模地震発生時の施設被害状況の報告

大規模地震発生時には「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」に基づき、施設被害の情報を共有する。

様式1

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名	特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発 見 日 時	月 日 時 分		
		鎮 火 日 時 (処 理 完 了)	月 日 時 分		
消 防 覚 知 方 法	気象状況				
物 質 の 区 分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他()	物 質 名			
施 設 の 区 分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()				
施 設 の 概 要	危 険 物 施 設 の 区 分				
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽傷	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 数	出 場 資 機 材	
		事 業 所	自衛防災組織		
			共同防災組織		
			そ の 他		
		消 防 本 部 (署)			
		消 防 団			
		海 上 保 安 庁			
		自 衛 隊			
そ の 他					
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況					
そ の 他 参 考 事 項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式2

令和 年 月 日

神奈川県石油コンビナート等防災本部長 殿

石油コンビナート等災害防止法第26条に基づく災害・応急措置報告

報告者

事故(災害)の名称			
事故(災害)の発生日時	令和 年 月 日 時 分	事業所の名称	
事故(災害)の発見日時	令和 年 月 日 時 分	所在地	
通報日時	令和 年 月 日 時 分	特定事業所の別	
通報先・元(通報方法)	()	事業所の業態	
鎮火又は処理終了時刻	令和 年 月 日 時 分	主な製造・貯蔵 取扱い品目	
事故の種類	①漏洩() ②放出() ③火災() ④爆発() ⑤中毒等() ⑥破損() ⑦電気系統事故() ⑧プラント停止() ⑨海上流出() ⑩その他()		
事故の場所	施設・設備の規模等 A塔槽類 ①加熱炉 ②反応炉 ③蒸留器 ④熱交換器 ⑤分離塔 ⑥貯槽 ⑦容器 ⑧その他() B回転機器 ①圧縮機 ②ポンプ ③送風機 ④その他() C配管系 ①配管 ②継手 ③弁 ④その他() D付属施設 ①安全弁・破裂板 ②緊急遮断弁等 ③計装・液面計等 ④断熱材 ⑤溝・ピット等 ⑥その他() Eユーティリティ ①ボイラー ②変電所・電源等 ③その他() F荷役設備 ①陸上設備 ②海上設備 ③その他() G輸送設備 ①普通自動車 ②トラック ③タンク ④タンクローリー ⑤ボンベ ⑥クレーン車 ⑦その他() Hその他 ①計器室 ②倉庫 ③研究室 ④事務所等 ⑤その他()		
人的被害	A 死亡者	名()	死者の氏名・性別・年令・所属等
	B 重傷者	名()	
	C 軽傷者	名()	
物的被害	種類	面積	流出等の量
	()	(m ²)	()
損害額			

	原因	<p>A設備関係 ①構造設計不良() ②材料不良() ③工作不良() ④計装制御系統の欠陥⑤劣化() ⑥外部加重又は衝撃() ⑦その他()</p> <p>B運転管理関係 ①作業情報の提供・伝達の不備() ②認知・確認のミス(インプットミス)() ③誤判断(中枢処理のミス)() ④誤操作(アウトプットミス)() ⑤技量未熟(経験不足) ⑥作業基準の不備 ⑦指揮命令の不備 ⑧点検不良 ⑨補修不良 ⑩その他()</p> <p>[事故原因(記述)]</p>
	事故(災害)に至る経過	
	事故時の運転状況	<p>④ 定常時運転 ②スタートアップ操作時 ③シャットダウン操作時 ④定修時 ⑤修理(不定期) ⑥その他()</p>
	防災活動及び措置状況	<p>出動人員 名(内訳) 出動車両 台(内訳) 防災資機材 数量 出動船舶数 隻 品名 数量</p> <p>[防災活動(措置)の状況]</p>
	事故から得た教訓及び事故後の改善措置の重点	
	その他	

(備考) 最終報告は、防災活動終了後2週間以内に行うこと。

資料 12-4 異常現象の範囲について(通知)

第3章 通信の確保

第1節 通信手段の確保

県及び関係市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図る。

また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請する。

1 災害時の通信連絡

- 県、関係市及び防災関係機関が行う災害に関する情報の伝達若しくは、被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として防災行政通信網及び災害情報管理システムにより速やかに行う。
- 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努める。
- 加入電話を使用する場合には、回線の状況によりNTT東日本が指定した災害時優先電話を利用する。

○ NTT東日本の措置

加入電話輻輳時の緊急通話の確保

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能地域をなくし、又は重要通信の確保を図るための措置を行う。

2 各種通信施設の利用

地震災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

(1) 警察通信設備の優先利用

県は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になり、他に手段がないときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、警察通信設備を優先的に利用する。

(2) 非常通信の利用

県、関係市及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網等が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

(3) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

(4) 放送機関への放送要請

県は、加入電話及び防災通信網が使用不能になったときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

(5) 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請する。

第2節 県石油コンビナート等防災相互無線等の運用

特別防災区域に係る災害発生時における防災関係機関等の相互通信連絡手段の確保を図るため、県及び関係市並びに共同防災組織等及び特定事業所に整備した県石油コンビナート等防災相互無線や、県、共同防災組織及び特定事業所に整備した「ファクシミリ一斉同報システム」を有効に活用する。

第3節 県防災行政通信網の運用

県防災行政通信網の運用は、「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要綱」や「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要領」により行い、通信の種類と手段は次のとおりである。

1 通信の種類

- (1) 緊急通信 地震その他緊急の事態が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに行う緊急を要する通信
- (2) 一般通信 緊急通信以外の通信
- (3) 一斉通信 複数の通信局に対して同時に一方的に行う通信
- (4) 個別通信 個別の通信局間で行う通信

2 通信の手段

通信は、音声又はファクシミリにより行う。

- 資料 1 1 - 7 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信無線局の管理及び運用に関する協定書
- 1 1 - 8 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局運用規程
- 1 1 - 9 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局運用要領
- 1 1 - 1 1 神奈川県石油コンビナート等特別防災区域ファクシミリ一斉同報運用要領

第4章 災害の防ぎょ活動

特別防災区域における危険物施設、高圧ガス施設及びその他の施設において、火災、爆発、漏洩等の災害が発生した場合は、特定事業所等が行う防ぎょ活動により地域住民等の安全を確保するとともに、消防機関、海上保安本部が効果的な防ぎょ活動を実施する。

第1節 特定事業所等における防ぎょ活動

特定事業所等は、災害の発生と拡大の防止活動を迅速かつ効果的に実施するため、施設の災害態様に対応した防ぎょ活動を自らの安全を確保しつつ実施する。

1 緊急措置

特定事業所等は、災害の拡大及び二次的災害の発生を防止するため、災害態様に応じた装置の運転停止や危険物、ガス等の供給停止等緊急措置を行う。

2 警戒措置

(1) 特定事業所等

特定事業所等は、地震の発生又は地域内で災害が発生した場合、災害を防止するため、保有施設に応じた施設の巡回点検、危険物等の移動・抜き取り等警戒措置を行う。ただし、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、従業員等の避難を最優先させるとともに、各特定事業所があらかじめ定める対応方法に従い行動する。

(2) 自衛防災組織等

特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織は、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、現に災害が発生している場合を除き、安全を確保しつつ可能な限り、防災資機材が津波により浸水、流出等しないよう適切な措置を講ずる。

3 防災資機材の輸送

広域共同防災組織は、その構成事業所から大容量泡放水砲等の出動の要請を受けたときは、大容量泡放射システムの輸送車両に関する協定書に基づき、直ちに大容量泡放水砲等の輸送に必要な車両を調達し、あらかじめ定める輸送ルートにより安全かつ確実な輸送を行う。

4 災害の防ぎょ活動

特定事業所等は、災害の鎮圧を図るために、防災資機材等を活用して災害防ぎょ活動を行う。

また、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織は、防災管理者の指揮のもと、公設消防隊の統制下に入り、共同して災害の鎮圧に全力をあげる。

5 災害の拡大防止措置

特定事業所等は、災害の拡大防止を図るため、災害の態様に応じた防止措置を行う。

6 災害防ぎょ活動への協力

特定事業所等は、自らの事業所の安全確保を前提に、防災関係機関及び災害発生事業所等の行う防ぎょ活動に積極的に協力するとともに、事業所施設である広場等を避難場所等として開放するなど、地域の一員としての災害防ぎょ活動に努める。

第2節 消防機関等における防ぎょ活動

関係市の消防機関は、特別防災区域内における災害防ぎょ活動を次のとおり実施する。

1 災害防ぎょ活動の原則

(1) 現場指揮本部の設置

消防機関は現場指揮本部を設置し、消火活動の基本方針を早期に決定し、現場指揮本部長の命により統一性のある行動をとる。現場指揮本部の位置は、現場と連携を保ち指揮連絡、情報収集に最も便利な位置とする。

(2) 火災警戒区域等の設定

災害防ぎょ活動の適正化と住民に対する避難措置等を適切に実施するため、現場の災害態様に応じて火災警戒区域又は、消防警戒区域を設定して住民の安全確保と災害の早期鎮圧を図る。

(3) 現場広報及び避難指示

現場指揮本部は必要事項を的確に指示し、住民等に対して適正な現場広報を実施する。

災害規模が拡大し、現場にいる消防長又は消防署長が付近住民を避難させる必要があると認めるときは、速やかに避難の勧告並びに適切な誘導を実施する。

2 扇島に関する消防業務

横浜・川崎両市域に係る扇島区域内における消防業務の執行に当たっては、横浜市消防長と川崎市消防長との間で締結した「扇島に関する消防業務協約」に基づいて行う。

3 応援要請（協力）

消防機関は、災害が拡大し、又は拡大するおそれがある場合、必要に応じ、「第11章応援要請第2節その他の機関に対する応援要請」に定めるところにより海上保安部（署）、防災関係機関に応援を要請し、相互に連携して災害応急活動を実施する。

4 防災資機材等の活用

関係市（消防機関）は、必要に応じて、県が備蓄する防災資機材等を活用し、災害応急活動を実施する。

5 各消防機関の出動及び資機材輸送対策

(1) 横浜市消防局

ア 出場基準

「消防隊等災害出場計画（石油コンビナート災害出場計画）」に基づき、出場させる。

イ 資機材等の緊急輸送対策

(ア) 消火薬剤の搬送

○ 消火薬剤の搬送は「消防隊等災害出場計画（石油コンビナート出場計画）」に基づく原液搬送隊及びその他の搬送隊により行う。

○ 消火薬剤は消火薬剤備蓄タンク（12,000ℓ）5基（入船、大黒町、西、磯子、ヘリポート）から計60,000ℓを原液搬送車で搬送するほか、出場化学車等の積載消火薬剤を活用する。

(イ) 油処理剤の搬送

流出油等の処理剤は各署所へ分散備蓄しており、災害の規模に応じ、消防隊が積載搬送を行う。

(ウ) オイルフェンスの搬送

鶴見水上消防隊（よこはま、まもり）が積載し出場する。

(2) 川崎市消防局

ア 出場計画

特別防災区域の危険物火災に対処するため、大型化学車、大型高所放水車、原液搬送車及び水源車を中心とした消防隊等の運用を特別に編成する。「石油コンビナート等特別防災区域火災出場区分」に基づき、第1出動11隊が出場し、規模に応じて特別第1号5隊、特別第2号7隊及び特別第3号6隊が引き続き出場する（緊急配備消防隊等を除く）。

イ 資機材等の緊急輸送計画

(ア) 消火薬剤の輸送計画

a 使用順位

- (a) 川崎市消防局が保有するもの（神奈川県からの委託管理を含む）
- (b) 災害発生事業所が保有するもの
- (c) 災害発生事業所が加盟する共同防災組織が保有するもの
- (d) 隣接の共同防災組織が保有するもの
- (e) 川崎市と需給契約を締結している備蓄業者から緊急調達するもの

b 消火薬剤の輸送方法

- 川崎市消防局保有のものは、「川崎市消防局警防規程」に定める車両及び緊急輸送契約業者により輸送する。
- 川崎市消防局保有以外のものは、現地本部長又は消防局長の特命により、保有事業所、共同防災組織、需給契約業者及び輸送契約業者と協議のうえ輸送する。
- 輸送にあたっては、緊急車による誘導又は警察機関に協力を要請して輸送の迅速化を図る。
- 消火薬剤の受領場所は、火災現場付近で消防隊等の供給に便利な場所とする。

(イ) その他の輸送計画

食糧、車両燃料及び消防用資機材は、輸送車、消防車両及び借上車両を十分に活用して災害現場に緊急輸送する。

第3節 第三管区海上保安本部における防ぎょ活動**1 初動措置**

- 災害発生の通報を受けたときは、直ちに巡視船艇、航空機を現場に急行させ、状況の把握に努める。
- 災害の態様を災害発生時の通報系統により、防災関係機関に通報する。
- 大規模排出油等の場合は、防除措置義務者を指導するとともに、その措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合、巡視船艇等により防除措置を講ずる。また火災の場合は、消防船艇を急行させる。
- 必要に応じ職員の非常呼集を行い、職員、船艇、航空機の非常体制の早期確立を図る。

2 防災体制

- 防災活動を一元的に実施するため、火災及び排出油等の規模、態様に応じ、第三管区海上保安本部（以下「三管本部」という。）に対策本部を設置する。
- 東京湾内各海上保安部署に所属する巡視船艇等の出動を指令する。
- 大規模排出油等の場合は、防除措置義務者を指導するとともに、その措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合、必要に応じ指定海上防災機関に防除措置の実施を指示する。
- 大規模排出油等の場合は、管内協議会会員が行う防除活動の連携についての総合調整を行うため、同協議会総合調整本部を設置する。

- 海上火災の場合は、海上災害の拡大防止のため必要があると認めるとき、船舶所有者等の原因者に対し必要な措置を講ずべきことを命ずる。

3 防ぎょ措置

(1) 火災

- 海上における消防船艇により消火、延焼防止を行う。
さらに可能な場合は、必要に応じ、県及び関係市からの要請に基づき、地方公共団体の活動を支援するものとする。
- 火災の規模により指定海上防災機関の消防船及び事業所が保有する消防能力を有する船艇と協力し、消火に当たる。

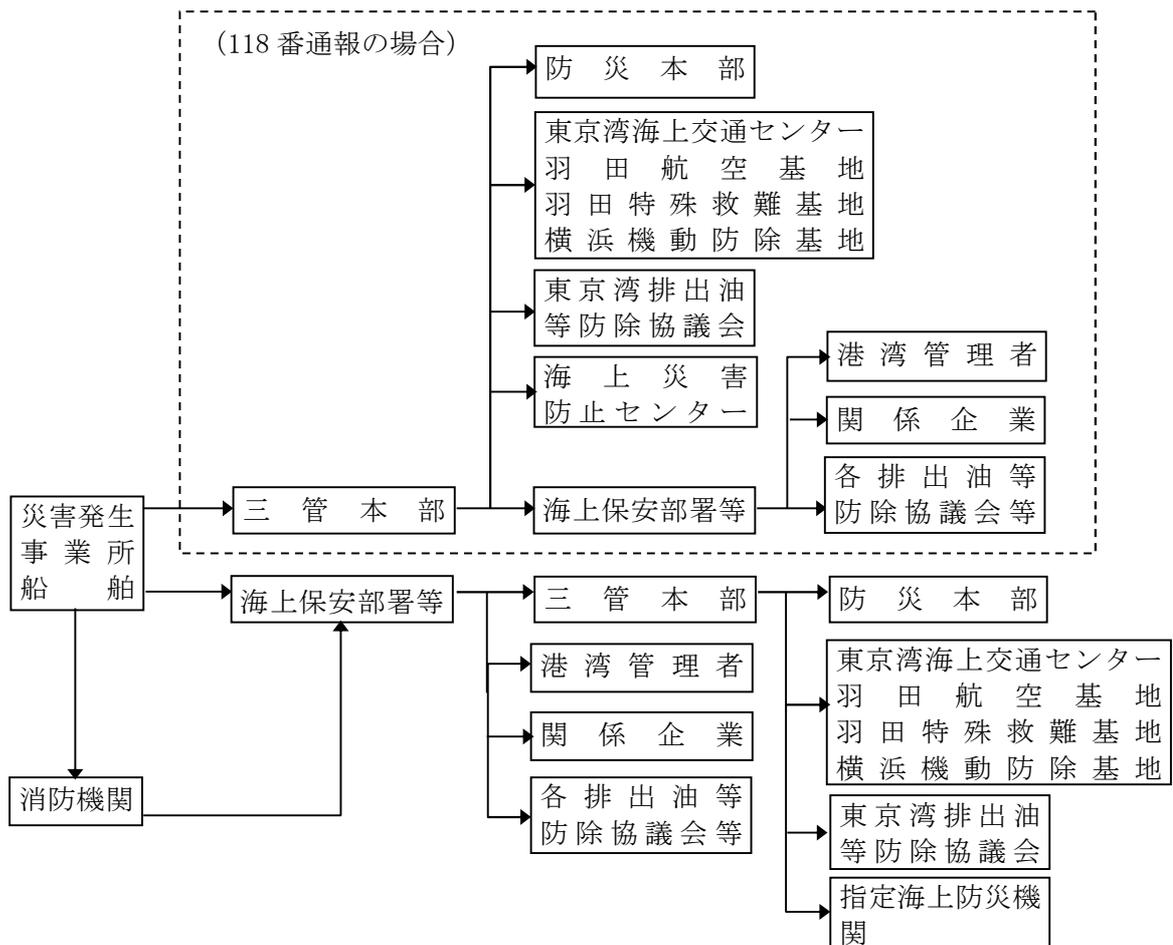
(2) 排出油等

- 通報を受けた場合は、防除措置義務者が行う措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合、必要に応じオイルフェンスを展開して排出油等の拡散を防止する。
- 共同防災組織に対し緊急に所定の場所にオイルフェンスを展開するよう指導する。
- 防除措置義務者が行う措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合、必要に応じ排出油等の海上における回収等の措置を行う。

4 二次災害防止措置

- 巡視艇により周辺海域を警戒し、状況に応じ周辺海域の船舶を退去させ、又は周辺海域への船舶の進入を禁止する等周辺海域航行船舶等の安全措置を行う。
- 危険物の流出により、海上火災の発生するおそれがあるときは、当該海域において、火気の使用を制限し、若しくは禁止する。
- 船舶の海上火災の場合、周辺海域において災害の危険が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、当該船舶の所有者に対し安全な海域にその船舶の曳航を指示する。
- 巡視艇によりガス検知を行い、ガスの拡散と危険範囲の状態を把握し、作業船及び周辺航行船舶に周知する。
- ガス検知により、火災、爆発及びガス中毒の危険が沿岸住民等に及ぶおそれがあると判断される場合は、消防、警察等に通報する。
- 排出油等防除のため油処理剤を使用する場合は、薬剤の適切な使用方法及び水資源等に影響を与えることのないよう指導する。
なお、海上災害発生時の海上保安部における通報系統は次のとおりである。

海上災害発生時の海上保安部における通報系統



第4節 京浜臨海地区海域における排出油防除活動

防災関係機関、特定事業所は、京浜臨海地区の海域に大量の油流出事故が発生した場合、状況に応じて各運河等をオイルフェンスで遮断し、災害の拡大を防止するとともに流出油の除去を実施する。

- 資料 3-1 関係市消防機関における消防力等
- 3-2 特定事業所における消防力等
- 3-3 共同防災組織における消防力等
- 3-4 広域共同防災組織における消防力等
- 3-5 石油コンビナート特別防災区域における消防力等
- 3-6 防災関係機関における消防力等
- 7-1 消防機関の災害態様別防ぎょ内容
- 7-2 消防機関の災害出動基準
- 7-3 特定事業所等の防ぎょ活動内容

第5章 災 害 広 報

災害発生時には、特別防災区域及びその周辺地域をはじめとした県民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要がある。

県、関係市等の防災関係機関は、速やかに広報部門を設置し、連携して適切かつ迅速な広報活動を行う。

第1節 県及び関係市等の防災関係機関の広報

1 県の広報

(1) 広報の内容

防災本部は、流言飛語による社会混乱の防止のため、次の事項について積極的に広報する。

- ア 災害の状況に関すること
- イ 関係市長が実施した避難に関すること
- ウ 応急対策活動の状況に関すること
- エ 流言飛語の防止に関すること
- オ その他県民生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

(2) 広報の方法

防災本部は、次により広報活動を行う。

ア 放送機関への要請

「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)に対して、広報を要請する。

また、県民への防災本部設置の伝達、混乱防止のために、知事談話の放送を要請する。

要請の窓口

放送機関名	県庁内線	加入電話及び担当窓口
日本放送協会横浜放送局	8 5 7 3	211-0737 放送部
(株)アール・エフ・ラジオ日本	8 5 7 4	231-1531 総務部
(株)テレビ神奈川	8 5 7 5	681-7242 報道部
横浜エフエム放送(株)	—	223-2585 ニュース室 223-2562 マスター（夜間）

イ 報道機関への要請

「災害時における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に広報を要請する。

・協定締結先一覧（各横浜支（総）局・支局）

日本テレビ(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビ、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)ニッポン放送、朝日新聞社(株)、(株)毎日新聞社、(株)読売新聞社、(株)産業経済新聞社、(株)東京新聞社、(株)日本経済新聞社、(株)日刊工業新聞社、(株)日本工業新聞社、(社)共同通信社、(株)時事通信社

ウ 一般広報

- (ア) 記者発表、県の災害情報ホームページによる広報
- (イ) 市等の広報媒体を活用した広報

- (ウ) 県広報車（放送設備のある車両）による広報
- (エ) 必要に応じたヘリコプターによる広報
- (オ) 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- (カ) 新聞紙面購入による広報
- (キ) ファクシミリ、上記以外のインターネット等による広報

2 関係市の広報

関係市は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやコミュニティFM放送局、自主防災組織との連携等により、住民等に対して次の事項等について広報する。

- (1) 災害の状況に関すること
- (2) 避難に関すること
- (3) 応急対策の活動状況に関すること
- (4) その他住民生活に必要なこと

第2節 上記以外の防災関係機関の広報

上記以外の防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民や利用者に対して、交通に関する情報やライフラインに関する情報、生活関連情報等をそれぞれの機関が所管する業務に応じた広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、関係市及び報道機関に広報を要請する。

第3節 特定事業所の広報

特定事業所は、防災関係機関と協力して、近隣住民に対してあらかじめ定める緊急連絡網や広報車等により災害の状況等必要な広報活動を行う。

また、発災時には被害状況を把握・整理し、従業員、来所者及び防災関係機関に対して迅速に広報を行う。

資料 12-9 放送機関の広報

第6章 避難対策

特別防災区域に係る災害から地域住民の生命の安全を確保するため、次により避難活動を実施する。

第1節 避難の勧告又は指示

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのため人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、関係市長等は危険地域の住民等に対し、次に掲げる者が避難実施のための必要な勧告又は指示を行う。

なお、市長村長等避難の勧告、指示を実施する者は、原則として次の内容を明示して行う。

- 避難を要する理由
- 避難勧告、指示等の対象地域
- 避難先とその場所
- 避難経路
- 注意事項

1 関係市長の措置

関係市長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときは、その地域の居住者等に対し立ち退きの指示又は勧告を行う。この場合、必要に応じ、避難すべき場所を指示する。これらの措置をとったときは、その旨を知事に報告する。

なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し応急対策に従事する者以外に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

2 警察官等の措置

警察官又は海上保安官は、災害現場において関係市長が避難のため立ち退きを指示することができないと認められる事態（連絡等のいとまがなくこれを行わなければ時機を失するような場合）、又は関係市長から要求のあったときは、必要に応じ、立ち退きの指示及び警戒区域の設定をする。この場合その旨を関係市長に速やかに通知する。

なお、警察官は、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、必要に応じ、避難の措置を講ずることができる。この場合、その旨を県公安委員会に報告する。

3 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、避難等の措置を講じる。

また、関係市長（若しくはその委任を受けた吏員）又は関係市長からの要求により、関係市長の職権を行うことのできる警察官、海上保安官がいない場合に限り、必要に応じ、警戒区域を設定する。これらの避難措置をとったときは、直ちに、その旨を関係市長に通知する。

4 知事の措置

関係市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難準備情報の発表、避難の勧告、指示、警戒区域の設定を市長に代わって行う。

第2節 関係市の避難対策

関係市は次のとおり避難対策を実施する。特に、京浜臨海地区においては不特定多数の住民が利用する施設が立地していることから、今後はこれらの施設の利用者も含めた避難対策のより一層の強化を図る。

1 横浜市の避難対策

(1) 避難の措置

区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関の協力のもとに避難の勧告又は指示を行う。

なお、複数の区にまたがるような広域的な避難を行う必要があるときは、市長名で行う。

(2) 避難の方法

市長又は区長は、災害状況を総合的に判断して、危険地域内の住民等を避難させる必要があると認めるときは、防災関係機関の協力のもとに、的確な避難活動を行う。

ア 避難活動の種類

(ア) 緊急避難

特定事業所及び隣接事業所等において火災、爆発等の災害発生により、その危険が切迫した場合、現場から緊急避難させる。

(イ) 一時避難

火災、爆発、有毒性ガスの流出等の災害が発生し危険がある場合、危険地域内の住民等を付近の安全な空地、公園、学校等に一時的に避難させる。

(ウ) 広域避難

災害が拡大した場合、危険地域内及び周辺地域の住民等の安全を確保するため、広域避難場所へ避難させる。

(エ) 海上避難

特別防災区域内の島部と内陸部あるいは島部相互間において、橋りょう等が落下し交通手段等が途絶えた場合は、災害状況及び態様等に応じ、関係機関と協議のうえ、横浜海上保安部へ救助を要請するとともに、その他の関係機関の保有船舶等により避難を実施する。

なお、避難用船舶の確保等について、事前に関係機関と協議しておくものとする。

イ 避難対象地域

(ア) 火災が随所に発生し、炎上拡大の危険があり、人的被害が予想される地域

(イ) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険が大きい地域

(ウ) 避難路を断たれる危険がある地域

(エ) 爆発災害が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

(オ) 有毒ガス等が大量に流出し危険が予測される地域

(カ) その他災害状況により危険と認められる地域

ウ 避難誘導

市長又は区長は、消防、警察、消防団等の関係機関の協力を得て、次の事項を避難対象者に示し、組織的な避難誘導を行う。

(ア) 避難場所の名称及び所在地

(イ) 避難の理由（災害危険度等）

(ウ) その他必要となる事項

エ 避難者の収容

災害の状況、規模等により、避難者を一時収容する必要がある場合は、市立学校等の公共施設に収容する。

(3) 避難場所

避難場所は、周辺に危険物が少なく、火災の延焼等に対して安全な場所とする。

2 川崎市の避難対策

(1) 避難の措置

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、避難の必要があると認める場合、避難の勧告又は指示を行う。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

(2) 避難の方法

特定事業所の大規模な火災・爆発及び震災時等広域的な災害においては、行政と住民等が一体となって対処するという基本理念から、次の避難方式をとる。

ア 一時避難

特定事業所における大規模屋外タンク等の火災・爆発又は有毒ガスの漏洩により付近住民に危険が及ぶと認める場合は、公園・大規模な空地等安全な場所に避難させる。

イ 広域避難

震災等により、広域的な災害が発生し周辺地域住民に危険が及ぶと認める場合には、安全である直近の市立小・中・高等学校又は広域避難場所等に避難させる。

ウ 特別避難

特別防災区域内で、島部と連絡する橋梁等が災害により使用できず、内陸部と島部間の連絡が途絶した場合は、次の避難を行う。

(ア) 集合場所

在島者の状況を、ヘリコプター等により情報収集するとともに、船舶の係留位置及び港湾施設の被害状況等を考慮して集合位置を指定し、在島者には、神奈川県石油コンビナート等防災無線、川崎市防災行政無線、メール、ヘリコプター、広報車等を活用し、伝達を徹底する。

(イ) 避難用船舶

市長は、災害状況及び態様等に応じ、関係機関と協議の上、横浜海上保安部(川崎海上保安署)へ救助を要請するとともに、本市及びその他の関係機関保有船舶等により避難を実施する。

なお、避難用船舶の確保等について、事前に関係機関と協議しておくものとする。

(ウ) 避難先

避難先は、災害状況、気象状況を勘案し、被害のない内陸部又は東京湾内の他の港とする。

エ 屋内退避

屋内にとどまる方が、避難所等への避難よりも、危険性が少ないと考えられる場合は、屋内に避難する。

(3) 避難の誘導方法

市長は、防災関係機関と緊密な連携をとり、次により安全かつ迅速に住民等を避難場所に誘導する。

- 避難に際しては、人身の安全を最優先とする。
- 災害の状況等を考慮し、危険の及ばない幅員の広い道路を経由する。
- 危険個所には、表示、縄張り等をし危害の防止をする。
- 道路沿いの要所等には、誘導員を配置する。

(4) 避難場所

避難場所は、周辺に危険物が少なく、火災の延焼等に対し安全な場所とする。

ア 公園・大規模な空地等安全な場所

イ 危害の及ばない直近の市立小・中・高等学校又は広域避難場所等

(5) 今後の取組み

特別防災区域内の避難対策をより実効性の高いものとするため、住民及び企業とのネットワーク化を図り、避難計画等について具体的な検討を進める。

第3節 第三管区海上保安本部の避難対策

災害が発生し、又は発生が予想され、港内在泊船等に被害が及ぶおそれのある場合は、次の措置を行う。

1 船舶の避難

- (1) 警戒海域の設定
- (2) 警戒海域及びその周辺海域の船舶に対する移動命令、入港制限、避難勧告等の実施
- (3) 東京湾海上交通センター等による船舶の動静把握と航行管制の実施
- (4) 巡視船艇による警戒、誘導等による安全、迅速な避難の実施

2 海上避難

防災本部等から住民等の避難輸送について要請があった場合は、巡視船艇により速やかにこれに応ずる。

第4節 特定事業所等の避難対策**1 避難の措置**

事業所長等避難命令を行う者は、火災、爆発等の災害が拡大し従業員等の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合、避難の指示を行う。

2 避難の方法

- 避難命令を行う者は、避難に際し、避難人員の把握に努めるとともに、相互に連絡を密にして、災害の状況に応じ、冷静な判断に基づいて誘導する。
- 避難者は、避難命令を行う者の指示に従って混乱なく行動する。
- 避難に際し、災害の拡大防止のため、関係施設の安全措置を講じておく。
- 事業所内のタンクローリー、トラック等の危険物車両及び栈橋に接岸中の船舶は所管部門の責任者の判断により、安全な場所に誘導退避させる。

3 避難場所

- (1) 周辺に危険物が少なく、火災の延焼、津波による浸水等に対して安全な事業所内外の場所
- (2) 災害拡大時には、関係市の避難計画に定める避難場所

4 扇島における孤立化対策

扇島は、災害発生時等の緊急時には孤立化のおそれがある。

このため、扇島地区の特定事業所等は防災関係機関と協力し、首都高速道路湾岸線の活用も含めた孤立化対策の推進に努める。

資料 8-1 避難場所・避難所一覧表

第7章 緊急輸送対策

第1節 緊急輸送路等の確保

災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保する。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送路の確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施する。

1 交通の確保

(1) 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(イ) 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応する。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

b 道路管理者等への通知

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知及び要請を速やかに行う。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者等に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請する。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがある時は、必要に応じて当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行う。

イ 自衛官及び消防職員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官又は消防職員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなどの必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は当該措置を行う。当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知する。

ウ その他

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確

保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡を行う。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し、情報を収集する。

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して積極的な現場広報に努める。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは必要に応じて市町村の協力を求める。

(3) 道路の応急復旧等

ア 国等

(7) 国土交通省関東地方整備局

国土交通省関東地方整備局は、被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに道路モニター等からの道路情報の収集に努める。

この情報を基に、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の処置を行い緊急輸送路の確保に努めるとともに、応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送路としての機能確保に努める。

また、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示する。その場合、緊急輸送路の確保を優先する。

(4) 中日本高速道路㈱、東日本高速道路㈱

中日本高速道路㈱及び東日本高速道路㈱は、災害発生時に、非常災害対策本部を設置し、次により災害応急対策を実施する。

- 県、市町村等の防災関係機関との情報交換等について、密接な連絡を保ち相互協力を行う。
- 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に係る交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。
- 災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業の実施に努める。
- 災害発生時に消防機関が行う救急活動に協力する。

(5) 首都高速道路㈱

首都高速道路㈱は、災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路の機能回復を図る。

- 災害が発生したときは、首都高速道路㈱は、県公安委員会の交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報する。
- 利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。

- 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講じる。
- 県、関係市及び関係防災機関との情報交換等について、密接な連絡を保ち相互協力を
行う。

イ 県

県は、災害協定業者等と衛星携帯電話等の活用による災害時の情報収集体制を強化し、管理する道路について早急に被害状況を把握するとともに、備蓄資機材を活用して、障害物の除去や応急復旧等を行い、道路の機能の確保に努める。また、他の道路管理者の管理する道路についても早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して緊急輸送道路の優先確保を行う。

さらに、県管理道路においても応援を必要とするときは、関係機関に応援要請を行う。

ウ 関係市

関係市は、それぞれの計画の定めるところにより、速やかに応急復旧作業体制を確保し、道路機能の確保を図る。

エ その他

- 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要人員、資機材等の確保に努める。
- 路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、市町村消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

(4) 航路の障害物除去

- 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努める。
- 関東地方整備局は、開発保全道路（非常災害時に緊急輸送船舶の交通を確保するための緊急確保航路を含む）について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努める。
- 第三管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがある時は、その旨を県災害対策本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(5) 港湾及び漁港の応急復旧等

- 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、県災害対策本部等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。なお、港湾施設については、国土交通省（関東地方整備局）及び港湾管理者が必要に応じて応急復旧等を行う。
- 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(6) 海上交通安全の確保

- 第三管区海上保安本部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 第三管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生ずるおそれがある時は、必要に応じて船舶交通を禁止するなど航行制限を行う。
- 第三管区海上保安本部は、水路の水深に異状を生じたおそれがある時は、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(7) 物資受入れ港の確保

物資受入れ港の管理者は、災害時の海上輸送を円滑に行うため、物資受入れ港としての機能

を確保する。

(8) ヘリコプター臨時離着陸場の確保

県及び関係市は、災あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図る。

(9) 鉄道の応急復旧等

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、応急復旧等を行う。

第2節 緊急輸送

1 県の緊急輸送

県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を次のとおり確保する。

(1) 車両の確保

ア 県保有車両の利用

イ 「緊急車両の調達又はあつ旋に関する覚書」に基づく関東運輸局神奈川運輸支局に対する調達・あつ旋依頼

ウ 関係業者（特殊車両等保有業者）に対する協力要請

(2) 船舶の確保

ア 関東運輸局長に対する調達・あつ旋依頼

イ 神奈川県漁業協同組合連合会に対する協力要請

ウ 神奈川県水難救済会に対する協力要請

エ 海上自衛隊及び第三管区海上保安本部に対する要請

(3) 航空機（ヘリコプター）の確保

ア 県警察及び他自治体保有ヘリコプターの利用

イ 陸上自衛隊、海上自衛隊及び第三管区海上保安本部等に対する要請

ウ 「災害時における民間航空機の協力要請に関する協定」に基づく民間ヘリコプター会社に対する協力要請

(4) 鉄道車両の確保

県は、鉄道による輸送手段を確保するために鉄道事業者に対し協力を要請する。

2 関係市の緊急輸送

関係市は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あつ旋を依頼する。

3 上記以外の防災関係機関の緊急輸送

上記以外の防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

4 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとする。

(1) 第1段階（発災直後から2日目までの間）

ア 救助、救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等、人命救助に要する人員、物資

イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な要員・物資等

- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階（発災後3日目から概ね1週間の間）
 - ア 上記第1段階の続行
 - イ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階（発災後概ね1週間以降）
 - ア 上記第2段階の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

5 緊急通行車両の確認手続

- (1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

 - ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示
 - イ 消防、水防、その他の応急措置
 - ウ 被災者の救難、救助その他の保護
 - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
 - オ 施設及び設備の応急復旧
 - カ 清掃、防疫その他の保健衛生
 - キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持
 - ク 緊急輸送の確保
 - ケ その他災害の発生の防ぎよ、又は拡大の防止のための措置
- (2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次による。

 - 県の保有車両及び調達車両については、知事（災害対策課、各地域県政総合センター）が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知する。
 - 知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）が行う。

6 障害物の除去

- (1) 実施機関
 - 関係市は、各種応急措置を実施するため障害となる工作物及び山（がけ）崩れ、浸水等によって住家、又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行う。実施困難なときは、県に対し応援協力を要請する。
 - 道路、河川等の維持管理者は、道路、河川等にある障害物の除去を行う。県管理の道路、河川等については、県土整備局及び環境農政局が県警察又は消防、自衛隊の協力を得て行う。
 - その他施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地所有者又は管理者が行う。
- (2) 障害物除去の対象

災害時における障害物（工作物を含む）除去の対象は、おおむね次の場合とする。

 - ア 県民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
 - イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合

- ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
 - エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合
- (3) 障害物除去の方法
- 障害物の除去の実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
 - 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。
- (4) 除去した障害物の集積場所
- 障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するが、概ね次の場所に集積廃棄又は保管する。
- なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用する。
- ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所
 - イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
 - ウ 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所
 - エ 広域避難地として指定された場所以外の場所
- (5) 除去に必要な機械、器具の整備等
- 障害物の規模並びに範囲により、それぞれ対策を立てる。
 - 県は、比較的小規模なものについては、土木事務所等において処理し、大規模なものについては、建設業者等の協力を得ながら、おおむね次により実施する。
 - ・ 建設業協会等との提携
県は、建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供について土木事務所ごとに、建設業協会支部との協定に基づき、資機材等を確保する。
 - ・ 資機材の生産、販売業者との提携
県（県土整備局）は、応急復旧のための資機材の生産及び販売業者との資機材の優先提供に関する協定に基づき、調達の確保を図る。
 - ・ 調達資機材の集積場所及び人員の集合場所
県（土木事務所）と建設業協会との協定により調達された資機材等の集積場所、又は人員の集合場所は、各土木事務所とする。
また、生産、販売業者との協定に係る資機材の集積場所は、応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して県土整備局長が指示する。
- (6) 障害物除去に関する応援、協力の要請
- 県は、市町村等から県民の生命、財産の保護のため、障害物の除去について応援、協力要請があった時は、必要に応じて適切な措置を講じる。

資料 10-1 緊急交通路指定想定路線一覧表

第8章 警備・救助対策

第1節 陸上における警備・救助対策

1 県警察の基本方針

県警察は、大規模災害の発生に際しては、早期に警備体制を確立し、県警察の総力を上げて人命の安全を第一とする迅速・的確な応急対策を実施することにより、県民の生命、身体、財産の保護、混乱の早期収拾、民心の安定活動の推進に努め、被災地における治安維持に万全を期する。

2 警備体制の確立

(1) 警備本部の設置

大規模災害の発生と同時に警察本部に警察本部長等を長とする県警察災害警備本部を、警察署に警察署長を長とする警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

(2) 警備部隊の編成及び部隊運用

県警察は、別に定めるところにより、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

3 県警察が実施する応急対策

県警察が実施する応急対策は、おおむね次に掲げる事項を基準とする。

(1) 情報の収集

- 県警察は、災害警備活動上必要な情報を収集する。
- 県警察は、収集した情報を、必要により防災関係機関に連絡する。

(2) 広報

- 県警察が行う広報は、災害の状況及びその見通し、避難措置、犯罪の予防、交通規制等の警察措置に関する事項とする。
- 県警察は、保有する広報資材等を活用して積極的に広報を行うとともに、県、関係市、報道機関等と緊密に連絡して適切な広報を行うよう努める。

(3) 立入の制限等指示又は避難の警告

- 警察官は、石災法第25条により、必要に応じて、自衛防災組織等に対し、人命救助、危険区域への立入の制限、禁止、退去等に関する指示を行う。
- 警察官は、警察官職務執行法第4条により、現場の状況に応じて、その場に居合わせたものに対し、警告を発し、避難等の措置を行う。この場合避難すべき場所を指示する。
- 避難の誘導にあたっては、関係市、消防機関等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資機材を活用して安全を確保するように努める。
- 住民が避難した地域に対しては、パトロールを強化し、財産の保護、その他犯罪の予防に努める。

(4) 救出、救助等

- 県警察は、県、関係市等の防災関係機関と協力して、負傷者の救出、救助に努めるとともに、死体の検視、調査等を行う。
- 県警察は、災害現場にある消防機関等と協力して、危険個所の監視、警戒等を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 保安及び防犯対策

ア 保安措置

火薬類、高圧ガス、放射性物資、石油類貯蔵施設等大規模災害発生要因を有する施設に対しては重点的に警備部隊を派遣し、警戒線の設定等を実施し、いわゆる危険物災害の予防拡

大防止に努めるものとするほか、金融、経済事犯その他の集団不法事犯に対する措置をとる。

イ 防犯措置

被災地における各種犯罪の未然防止を期するため、警らの実施、検問所、防犯相談所等の設置を図り、自警心の喚起、被災関係者の行方不明者搜索、迷子、死傷者確認に対する便宜供与等の措置をとる。

第2節 海上における警備・救助対策

海上においては、第三管区海上保安本部が、地震災害等が発生した場合において、人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等にあたる。

1 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知った時又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じた時、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知った時は、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚、船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

2 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行う。

3 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。

4 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生した時は、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその搜索活動を行い、船舶火災又は海上火災が発生した時は、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出した時は、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

5 緊急輸送

傷病者、医療関係者、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

6 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があった時又はその必要があると認める時は、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する省令」（平成18年1月31日国土交通省令第4号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸し付けし、又は譲与する。

7 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等についての支援をする。

8 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認める時は、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出した時は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

また、特に必要があると認められる時は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき、関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請する。

9 海上交通安全の確保

船舶交通を整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努める。

10 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められる時は、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により、船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

11 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

12 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行い、危険物施設に対して危険物流出等の事故を防止するための必要な指導を行う。

第9章 医療救護対策

「神奈川県医療救護計画」に基づき実施するほか、関係市は特別防災区域内の災害に対応するため、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じて地区医師会等の協力を得て救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。

また、関係市は、災害の程度により必要と認めるときは、県及びその他の防災関係機関に協力を要請するほか、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めるときは、県に対して迅速・的確な医療救護について要請を行う。

1 横浜市の医療救護対策

(1) 医療救護活動の基本

ア 通常の医療体制で対応可能な場合

災害の状況等から通常の医療体制で対応可能なときは、救急隊による患者搬送を行い横浜市救急医療体制等における医療救護活動を実施する。

イ 通常の医療体制で対応不能な場合

負傷者が多数発生し、災害現場での医療救護活動が必要と判断した場合は、協定締結医療機関、県等に対して医療チーム等の派遣を要請するとともに、医療関係機関と連絡調整を行うため、必要に応じて医療調整チームを設置する。

また、被害の状況に応じて、広域搬送の調整を行う。

(2) 災害状況等の評価

医療調整チームは、医療資源の過不足や負傷者の発生状況など、応急医療を実施するための各種情報を把握、分析、評価したうえで、医療救護体制を確立する。

(3) 医療救護活動

ア 仮設救護所の設置

災害医療活動にあたり必要と認めるときは、災害現場、避難場所等に仮設救護所を設置する。

イ 医療チーム等の要請

(ア) 横浜救急医療チーム（YMAT）の要請

災害現場において複数の重症者や多数の傷病者が発生し又は発生が予想され、若しくは緊急に現場医療活動が必要と判断した場合は、横浜救急医療チーム（YMAT）協定締結医療機関に対して、YMATの出勤を要請する。

※ YMAT：市内で発生した自然災害、事故災害などにおいて、複数の重傷者や多数の負傷者が発生し又は発生が予想される災害現場に出勤し、救命のための的確な医療活動を展開する医師1人、看護師2人による医療チーム

(イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）の要請

被害が甚大な場合やさらなる拡大が見込まれる場合等、市内医療機関の応需体制の強化を図るべきと判断した場合は、神奈川県知事に対して、DMATの出勤及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）の運用を要請する。

(ウ) 日本赤十字社救護班の要請

医療救護活動の強化のため、必要に応じて日本赤十字社神奈川県支部に対して救護班の派遣を要請する。

ウ 医療救護隊の要請

避難場所を開設し、巡回診療等が必要と判断した場合は、横浜市医師会及び横浜市薬剤師会に対して、医療救護隊の出勤を要請する。

○ 医療救護隊の活動

- ・避難所等で負傷者等の状況把握
- ・主に軽症者に対する応急医療

2 川崎市の医療救護対策

震災時については、川崎市地域防災計画「震災対策編」「都市災害対策編」を準用し、対応する。

(1) 医療対策

ア 医療救護班の編成

区本部、川崎医師会等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成し、主に軽症者の医療にあたる。

- ・ 区本部は、災害規模等に応じて医師、医療従事者及び事務職等により、医療救護班を編成する。
- ・ 川崎医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じて、各休日急患診療所を拠点として医師を班長とする医療救護班(現場医療救護班、待機医療救護班、収容医療救護班)を編成する。

イ 医療救護班の出動

(ア) 区本部医療・衛生班の出動指示

市長及び区長は、緊急を要する災害又は地域的災害に対処するため、区本部医療救護班に出動を指示する。

(イ) 川崎市医師会医療救護班の出動要請

災害の規模及び患者の発生状況に応じ、医療救護班の出動を必要とする場合、市長は、川崎市医師会長に出動要請を行うものとする。

(ウ) 日本赤十字社救護班の要請

医療救護活動の強化のため、必要に応じて日本赤十字社神奈川県支部に対して救護班の派遣を要請する。

(エ) 川崎市医師会長等の指示による出動

川崎市医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、医療救護班の出動について市長と協議するいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができる。

ウ 医療救護班の活動内容

- (ア) 応急医療
- (イ) トリアージ
- (ウ) 患者搬送指示
- (エ) 薬剤又は治療材料の支給
- (オ) 看護
- (カ) 助産救護(搬送を医療機関に指示)
- (キ) 死亡の確認
- (ク) 死体の検案

エ 医療救護所の設置

市長及び区長は、医療救護活動の展開を図るにあたり、災害の規模、傷病者の発生状況等を勘案して、次のうちから適切な場所を選定し、医療救護所を設置する。

- (ア) 保健福祉センター
- (イ) 地区健康福祉ステーション
- (ウ) 休日(夜間)急患診療所
- (エ) 地域防災拠点
- (オ) 歯科保健センター及び歯科医師会館

なお、その他、特に必要と認める場合は、臨時医療救護所を設置することができる。

(2) 救急救助対策

ア 基本原則

(ア) 救急活動は、必要最小限の救命措置を講じ重傷者を優先的に搬送する。

(イ) 救助活動は、傷病者の救出救護活動を優先する。

イ 部隊運用

救急及び救助隊を主体に編成する「大規模救急救助出場計画」に基づき運用する。

ウ 消防指揮本部等の措置

災害現場における指揮体制の確立と関係機関との連携を図るため、消防局に消防指揮本部、消防署に方面指揮本部、災害発生現場に現場指揮本部を設置する。

エ 消防職員の動員

救急救助活動が大規模にわたるときは、災害事態に対応して消防職員の動員を行う。

オ 救急救助活動

災害発生現場における救急救助計画は、傷病者の救出救助、被害拡大防止措置を主体とし、各隊の基本行動は次のとおりである。

(ア) 指揮隊

- a 現場指揮本部の設置
- b 活動方針及び応援要請の要否決定
- c 出場各隊への任務及び活動場所の指定
- d 防災関係機関との連絡調整
- e 各種情報の管理
- f 通信統制及び消防警備本部、出動各隊との連絡調整
- g 警戒区域の設定管理

(イ) 情報隊

- a 二次災害予防情報収集
- b 災害情報収集及び現場広報
- c 被害及び原因調査

(ウ) 救護所(隊)

- a 現場救護所の設置
- b 現場救護所の統轄運営
- c 傷病者の応急処置及び管理
- d 搬送順位の決定・表示

(エ) 救急隊

- a 傷病者の応急措置
- b 医療機関への傷病者搬送
- c 傷病者の医療機関収容状況の確認、報告

(オ) 救助隊

- a 被害拡大の防止措置
- b 傷病者の救出救護
- c その他の下命事項

(カ) 担架隊

- a 災害発生現場から現場救護所への傷病者搬送
- b 傷病者の応急措置
- c その他の下命事項

(キ) 補給隊

a 救急薬品、救助用資機材の緊急搬送、補給管理

b その他の下命事項

(ク) 航空隊

下命事項

カ 救急救助資機材の整備

大規模な救急救助活動に対応するため、救急救助車両の整備強化に併せて破壊器具、救急資機材等の充実を積極的に推進する。

資料 8－2 災害医療拠点病院一覧表

11－30 神奈川県医師会救護隊規程

11－31 神奈川県医師会救護隊規程施行細則

第10章 飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達・供給活動

「神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～第4章第5節」に基づき実施する。

第11章 応援要請

第1節 自衛隊に対する災害派遣要請

1 派遣要請

関係市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求する。

この場合、必要に応じて、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知する。なお、関係市長は、この通知をした時は速やかにその旨を知事に通知する。

関係市長は、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知する。この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には自主派遣をする。なお、関係市長は、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知する。

2 災害派遣要請の範囲

知事は、災害の規模や収集した被害情報及び関係市の通信途絶の状況から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対し「自衛隊応援要請マニュアル」に基づき災害派遣を要請する。

要請の範囲は概ね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療・救護・防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 救援物資の無償貸与又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他知事が必要と認めるもので自衛隊との協議が整ったもの

○ 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費

1 要請先

- ・ 陸上自衛隊の派遣を要請する場合
- ・ 陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の別を特定しない派遣要請をする場合

担当区域	要 請 先	担当窓口／所在地 N T T 電話／防災行政通信網
県内全域	東部方面混成団長	東部方面混成団 横須賀市御幸浜 1 - 1 046 (856) 1291 / 9-486-9201 内線 (420/448)
	第 1 師団長	東京都練馬区北町 4 - 1 - 1 03 (3933) 1161 / 9-485-9201 ・ 9 内線 (2752)
	東部方面総監	東京都練馬区大泉学園町 048 (460) 1711 内線 (2256)

- ・ 海上自衛隊の派遣を要請する場合

担当区域	あ て 先	担当窓口／所在地 N T T 電話／防災行政通信網
県内海岸地域	横須賀地方総監	横須賀地方総監部防衛部 オペレーション室 横須賀市西逸見町 1 丁目無番地 046 (822) 3500 / 9-637-9201 ・ 9 内線 (2222/2223) 046 (823) 1009 (FAX)
県内全域 〔主として航空機を必要とする場合〕	第 4 航空群司令	第 4 航空群司令部 綾瀬市無番地 0467 (78) 8611 / 9-490-9201 ・ 9 内線 (2245/2246)

2 救急活動に要した経費

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた関係市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- ・ 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- ・ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- ・ 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- ・ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と関係市が協議する。

第2節 その他の機関に対する応援要請

1 国及び他の道府県等に対する応援要請

- 知事は、必要があると認める時は、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る。）の長に対して職員の派遣を要請し、若しくは内閣総理大臣に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。同様に、関係市長は、必要があると認めるときには、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る。）の長に対し、当該職員の派遣を要請する。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ・ 派遣を要請（あつ旋）する理由
 - ・ 派遣を要請（あつ旋）する職員の職種別人員数
 - ・ 派遣を必要とする期間
 - ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 知事は、関係市長の要請又は自らの判断により、次のとおり、各機関の長に対し対して広域応援の要請を行う。
 - ・ 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請〔警察法第60条〕
 - ・ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等〔消防組織法第44条〕、発生した災害の応急対策の実施について専門的知識を有する者〔石油コンビナート等災害防止法第28条〕）
 - ・ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請
 - ・ 厚生労働省、関係省庁及び他都道府県への広域医療搬送に係る要請
 - 関係市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他市町村長に対して応援要請を行い、若しくは知事に対して応援要請又は応急措置の実施を要請するほか、「消防相互応援協定」に基づき、他の市町村長に応援を求め、災害対策の万全を期する。
横浜市及び川崎市は、「東京湾消防相互応援協定」に基づき、災害の状況に応じて東京湾沿岸の協定都市（横浜市、川崎市、東京都、千葉市、市川市）へ応援を要請する。
 - 知事は、特に必要があると認める時は、関係市長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し関係市を応援するよう指示する。

2 自衛防災組織又は共同防災組織への協力要請

関係市長は、自衛防災組織又は共同防災組織に対し、災害の応急措置について必要に応じて協力を要請する。

3 その他

- 消防庁長官は、災害の規模等から緊急を要し知事からの要請を待ついとまがない場合や、人命救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認めた場合、他の知事や市町村長へ消防の応援要請を行う。
- 知事は、必要があると認める時は、県内各地の災害に対処するため、在日米軍に対し「災害準備及び災害対策に関する覚書」に基づき応援を要請する。
- 県が九都県市首脳会議の構成都県市への応援要請を行うにあたり、九都県市は共同運営による応援調整本部を設置し、物資の提供や人員派遣等の総合調整を行う。
- ライフライン事業者等は、必要に応じて、応急対策に関する広域的応援体制をとるよう努めるものとする。

- 高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資運搬搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

- 資料 9－1 横須賀地方隊所属支援船一覧表
9－2 東京湾沿岸石油コンビナート等特別防災区域
11－16 九都県市災害時相互応援に関する協定
11－17 震災時等の相互応援に関する協定
11－18 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
11－24 神奈川県下消防相互応援協定
11－25 東京湾消防相互応援協定書
11－26 横浜海上保安部と横浜市消防局との業務協定
11－27 横浜海上保安部と川崎市消防局との業務協定
11－28 扇島に関する消防業務協約

第12章 災害救助法の適用

- 1 関係市長は、その被災状況によって災害救助法に基づく応急措置を実施する必要があると認める時は、知事に対しその旨要請する。
- 2 知事は、関係市長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

第13章 生活関連施設の応急復旧活動

「神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～第4章第9節」に基づき実施する。

- 資料 1 2 - 1 0 東京電力(株)パワーグリッドの応急活動対策
- 1 2 - 1 1 東京ガス(株)の応急活動体制
- 1 2 - 1 2 東日本電信電話(株)の応急活動体制
- 1 2 - 1 3 上水道事業者の応急活動体制
- 1 2 - 1 4 下水道管理者の応急活動体制

第14章 原子力災害応急・復旧対策

「神奈川県地域防災計画～原子力災害対策計画～第2編第2章及び第3章」及び「神奈川県地域防災計画～風水害等災害対策計画～第10編第2章及び第3章」に基づき実施する。